# 居宅介護支援事業所恵翔苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 寿宝会が開設する居宅介護支援事業所 恵翔苑(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

# (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅に おいてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に 努める。
- 2 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険法関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

## (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - ① 名称 居宅介護支援事業所 恵翔苑
  - ② 所在地 湖西市新居町中之郷 3636 番地 21

# (職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
  - ① 管理者 1名(常勤兼務職員)管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - ② 介護支援専門員 3名(1名は常勤兼務職員) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
  - ② 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。
  - ③ 上記営業日、営業時間の他、電話により24時間常時連絡可能とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
  - ① 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる 場所において行うものとする。
  - ② 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドラインを用いて、利用 者の有している能力、提供を受けているサービス 等、その置かれ ている環境等の評価を通じて、利 用者が抱える問題を明らかに し、利用者が自立し た日常生活を営むことができるように支援 し、解 決すべき課題を把握するものとする。
  - ③ 居宅サービス計画の原案作成 利用者及び家族の希望並びに把握した課題分析 に基づき、サービスの目標、達成時期、サービス を提供する上で の留意点を盛り込んだ居宅サービ ス計画の原案を作成するものと する。

また、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る 観点から前六か月間に当該事業所に置いて作成さ れた居宅サービス計画の 総数のうち訪問介護、通 所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護 の 各サービスの利用割合及び同一事業所によって提 供されたものの割合等について説明を行い、理解 を得るものとする。

- ④ サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において 行うものとする。
- ⑤ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- ⑥ 利用者の同意 利用者又はその家族等に対し、サービスの種類、 内容、費用等について説明し、文書により利用者 の同意を得るも のとする。
- ⑦ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回以上
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者からの利用料の支払 は受けないものとする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費については実費 の支払いを利用者から受ける事が出来る。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額 とする。
- ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、10km以内(片道) 1回に付100円
- ② 10kmを越える場合1km毎(片道) 100円増し
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、湖西市全域とする。

#### (苦情処理)

第8条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担 当介護支援専門員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその 家族に説明するものとする。

## (事故発生時の対応)

- 第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業所は、居宅介護支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

- 第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置 を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### (個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

## (業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる ものとする。
- 2事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。(衛生管理等)
- 第13条 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を概ね3 か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- 3 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及 び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年4回
- 2 介護支援専門員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

# 附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。 この規程は、平成26年1月26日から施行する。 この規程は、平成27年10月21日から施行する。 この規程は、平成28年1月4日から施行する。 この規程は、平成28年2月21日から施行する。 この規程は、平成28年9月1日から施行する。 この規程は、平成29年4月21日から施行する。 この規定は、平成30年1月1日から施行する。 この規定は、令和3年8月1日から施行する。